

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

2. 一次審査(配点：600点)

審査は、書類審査を行い、上位3位以内を選定する。ただし、一次審査の合計点数が300点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

2.1 基準点(150点)

- ・ 対象：CMS機能要件一覧表（様式7）
- ・ 評価方法
 - (1) 提案CMSの対応状況を事務局が判定する減点方式とする。
 - ・ 「必須」の項目に×：失格
 - ・ 「推奨」の項目に△・×：該当1項目につき減点

2.2 提案評価点(350点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

各審査員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

2.3 価格点 構築費用(50点)

- ・ 対象：見積書（構築費用）
- ・ 評価方法
 - (1) 見積書（構築費用）を事務局が採点する。
 - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

 - ※1：全提案者中最も低い見積価格
 - ※2：当該提案者の見積価格

2.4 価格点 保守費用(50点)

- ・ 対象：見積書（保守費用）
- ・ 評価方法
 - (1) 見積書（保守金額（5年間総額））を事務局が採点する。
 - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。
「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」
 - ※1全提案者中最も低い見積価格
 - ※2当該提案者の見積価格

3. 二次審査(配点：400点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

3.1 プレゼンテーション評価点(400点)

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法
各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- (1) 日時：令和7年6月5日(木曜日)予定（別途連絡）
- (2) 場所：さぬき市役所（別途連絡）
- (3) 出席者：1提案者5名以内（プロジェクトリーダー、メインディレクターは必ず出席すること）
- (4) 実施時間：1提案者60分以内（プレゼンテーション45分、質疑応答15分）
- (5) プレゼンテーションの内容
 - ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
 - ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
 - ページ作成の基本的な操作方法
 - 特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント
- (6) プレゼンテーションの順番：企画提案書を提出した順とする。

【別紙2】審査実施要領

- (7) その他：プロジェクター、スクリーンは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

4.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1) 一次審査を実施し合計点が300点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2) 一次・二次審査の合計点が600点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

4.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。